特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	予防接種関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和8年1月6日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（特例臨時接種に関する） ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、住民記録システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の14の項（番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号）、別表の126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、27、28、29、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市　総務部　総務課 茨城県土浦市大和町9－1 029-826-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市　保健福祉部　健康増進課 茨城県土浦市下高津2－7－27 029-826-3471
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　10万人以上30万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[○]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月2日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長　川村　正明	健康増進課長　新　豊	事後	所属長の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津1－20－35	茨城県土浦市大和町9－1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成27年11月13日	個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
平成27年11月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
平成29年4月3日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長　新　豊	健康増進課長　塚本　浩幸	事後	所属長の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和1年6月30日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長　塚本　浩幸	健康増進課長	事後	表記の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和3年2月24日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
令和3年2月24日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の10の項（番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号）	番号法第9条第1項　別表第1の10の項（番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号）、別表第1項番93の2項	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
令和3年2月24日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第2の17の項、18の項（番号法の別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第1号及び第2号）及び19の項	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第2の17の項、18の項（番号法の別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第1号及び第2号）、19の項及び115の2の項	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
令和3年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
令和3年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
令和3年2月24日	Ⅳ　リスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	情報提供ネットワークシステム取扱事務の追加に伴う修正
	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第2の17の項、18の項（番号法の別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第1号及び第2号）、19の項及び別票第2項番115の2の項	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	表記の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る。
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム及び健康管理システム（WEB）、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の10の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、別表第1項番93の2項	番号法第9条第1項　別表第1の10の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、別表第1項番93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号　別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	土浦市　保健福祉部　健康増進課 茨城県土浦市下高津2－7－27 029-826-1111	土浦市　保健福祉部　健康増進課 茨城県土浦市下高津2－7－27 029-826-3471	事後	連絡先の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和6年6月6日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和8年1月6日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型インフルエンザの予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(特例臨時接種に関する) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和8年1月6日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム及び健康管理システム(WEB)、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、宛名管理システム、住民記録システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和8年1月6日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の10の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、別表第1項番93の21項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項　別表第一の14の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、別表の26の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和8年1月6日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号　別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号　別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号　別表の14の項、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、27、28、29、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更に当たらない
令和8年1月6日	Ⅰ関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		適用なし	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和8年1月6日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和8年1月6日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		全項目又は重点項目評価を実施する	事後	新様式への変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明